

事務中級 第12分野 育英事業と契約業務

	看護師等修学資金貸与制度は、看護師または准看護師を育成する学校または養成所に在学する者に修学資金等を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、貸与事業実施主体が位置する地域内の看護師及び准看護師の充実に資することを目的とする。看護学生は採用試験に合格していても、准看護学校に不合格であれば採用は取り消しとなる。
例題	看護師等修学資金貸与制度の目的とは何か書きなさい。
解答	この制度は、看護師または准看護師を育成する学校または養成所に在学する者に修学資金等を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、貸与事業実施主体が位置する地域内の看護師及び准看護師の充実に資することを目的とする。
例題	修学援助にかかる融資事業の目的とは何か書きなさい
解答	この制度は、地域における看護技術者および医療技術者の養成・教育を目的としている。契約により奨学金を低金利で貸与し、その修学を援助・奨励するものである。
例題	修学援助にかかる融資事業の目的の支給額について述べなさい
解答	支給額はその職種・資格および必要経費を勘案し、理事会において支給額を決定する。その支給額の範囲は修学に直接必要となる費用とし、学業関連費用を超えない。